

今年の戦跡めぐりのポイント

坂戸はかつて軍事都市でした。陸軍航空士官学校坂戸分校の開設に伴い陸軍坂戸飛行場が造られ、風船爆弾工場が街の中心部に設立され、戦争末期日高の高萩飛行場に配置されていた陸軍第一飛行戦隊の本部が空襲を避け坂戸の大家に転進、飛行兵200名が大家地区の寺と個人宅に宿泊しました。そして若い飛行兵たちは首都圏に飛来する敵機めがけ特攻隊のように出撃していき、出撃前に撮った写真が遺影となり寺に残されています。

日本軍の起こした戦争によって、坂戸でも多くの命が失われ多大な被害や惨劇がありました。そんな地元坂戸の被害を今に伝える戦跡や惨劇の場を徒歩と車でめぐります。

見学場所は、戦跡調査の成果から過去の見学場所と違うので(重複は1カ所)、過去に参加された方も、地元の歴史を学びたい人にも充分満足できるコースです。(案内人 大久保俊秀)

解釈変更も「改正」同様に

泉町 田中一郎

9月7日、沖縄県辺野古の新基地をめぐり、翁長知事と安倍首相の協議が行なわれました。知事は辺野古の埋め立てを取り消す手続きに入る意向を示し大詰めになりましたが、戦争法案の採決とも合わせ大争点になりそうです。

さて、安保関連法案は、安倍内閣によって憲法解釈の変更が行なわれ、これを踏まえて安保法案(戦争法案)が提出されたわけですが、「一内閣の閣議決定で、憲法の解釈を変更すること」はいかがなものでしょうか。

その解釈変更について、これを必要とする緊急事態が起きているか、あるいは起きようとしているかが、問題になりますが、そうした事実の指摘はなされておられません。

憲法解釈の変更は、一般の法律と同様、あるいは

「国の交戦権はこれを認めない」9条は戦争法を認めない!

それ以上に論理的に筋道が立っていないのに、安倍総理の論理は曖昧です。これでは集団的自衛権の行使は違憲と言わざるを得ないではありませんか。

さらに集団的自衛権の行使が論理的に説明がつけば良いというものでもありません。今回の憲法解釈の変更は、憲法の基本原則に重要な変更を加えるものですから、国会で論議を尽くしただけでは足りません。憲法改正には、国民投票をして、その過半数の賛成が必要であるのと同じく、この種の解釈の変更も国民の多数の支持を得なければ不可能だといふべきでしょう。その点、今回の安保法案は、国民多数に支持されているとは思いません。

日本軍「慰安婦」とされた女性たち(1)

千代田 熊田洋子(記録)

梁澄子さん

両親は済州島出身で、私は日本生まれの日本育ちです。高校まで朝鮮学校へ通い、大学時代も友だちは私よりも朝鮮のことをよく知っている日本人が多いという朝鮮コミュニティの中で何ら違和感なく生きてきました。ところが結婚し仲良くなったママ友たちは、朝鮮人がなぜ日本に住むようになったのかをあまりにも知らず、私の子どもたちが日本で生きていくのは大変だと思いました。

そんな中で1990年12月、韓国挺身隊問題対策協議会(挺対協)初代代表の尹貞玉さんを囲む会を、同胞女性たちと一緒に持ったのが「慰安婦」問題に関わるきっかけになりました。翌年の1991年に、金学順さんが慰安婦として名

乗り出しました。以降、宋神道さんや様々な国の被害者たちの裁判や被害回復運動に携わって、四半世紀が経と



坂戸の戦跡めぐり

日時 10月18日(日)13時30分~17時
集合 中央公民館2階学習室
コース 徒歩で中央公民館周辺を、車で坂戸市内の戦跡をまわります。
定数 20名(申し込み順・参加費無料)
申込み 電話・FAX 栗原 (049-283-4723)

うとしています。

安倍首相ら右派の論法

「強制連行」か否かが重要だという論法がかなり流布し、世の中の的にもそれに引きずられているところがあります。

右派の論法としては、民間業者ではなく軍人や警察や憲兵などが女性を脅して強制的に連れて行った、これを「強制連行」とし、安倍首相自身が第一次安倍政権の時に、「狭義の強制連行」と称しています。さらに被害者の証言だけでは信用できず、強制連行の証拠になるのは公文書だけだとも。しかし、軍人が女性を殴って連れて行ったと公文書に書くわけがない…。それでもそういう公文書が無ければダメと言わんばかりの論調で「強制連行論」が展開されています。

人権蹂躪こそ問題

私はこの運動に入った当初から、「強制連行」が焦点ではないと考えてきました。日本軍という一国家の軍隊が、戦争を遂行するために女性の性を道具として使う、これこそ許されない人権蹂躪です。そういう国家の政策のもと、女性たちが抜け出せない監禁状態の中で軍人たちの相手を強要させられたということ、これが問題の本質であって、慰安所がどういう所で、慰安婦が何をさせられるかが分かっている場合（日本人慰安婦は分かっていた人が多い）であっても、そこでお金をもらっていた場合でも、これは国家による女性に対する重大な人権蹂躪である点においては、なんら変わりはないわけです。

「公文書には無かった」という答弁書

具体的には2006年から2007年の第一次安倍内閣の時に、辻本清美さんが出した質問主意書に対して、「政府が発見した資料の中には軍や官憲による強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった」、つまり「公文書の中には無かった」と閣議決定しています。河野談話は、閣議決定されていない談話です。官房長官談話は、閣議決定しなくても出せるのです。2013年に、橋下徹さんが慰安婦問題に関していろいろな暴言を吐き、国際的にも非難を浴びたときに、彼は「閣議決定されている日本政府の公式見解はこの答弁書だ。なぜなら河野談話は閣議決定されていないが、これは閣議決定されている、公文書の中には強制連行の記載は無かった」ということを何度も言っています。

存在した「強制連行」資料

91年以降、省庁にある当時の軍の資料などを政府が調査しました。1回目の調査は加藤官房長官のときに行なわれ、92年に調査結果が発表されますが、まだ足りないということで第二次調査の報告を発表したときの官房長官談話が、93年8月の河野談話です。その第二次調査結果資料の中に強制連行を示す記述は見当たらなかったというのが答弁書の内容でした。しかし、政府の第二次調査では、明らかに軍による女性たちの強制連行や強制的に慰安婦にしたという資料（スマラン事件に関するバタビア臨時軍法会議の記録）が含まれていました。それを私たちは当時から分かっています。

した。なので、何であんなことを言うのだろうと思っていました。

法務省は提出していた！

「B（元陸軍少佐）は兵站関係担当将校として、慰安所開設許可を軍本部に申請したものであるが、慰安所開設の際（1944年2月頃）、女性の全員または多くが強制無しには売春に応じないであろうことを察知し得たにもかかわらず監督を怠った事実、及び慰安所で女性を脅して売春を強制するなどをし、また部下の軍人または民間人がそのような戦争犯罪行為を行なうことを知り、または知り得たのにそれを黙認した。（判決・死刑）」

この資料は、政府第二次調査のとき、当時の法務省から外政審議室（今は存在しない部署）にあげられており、安倍首相も閣議決定を出すときに、この資料のことを知っていたということが、後に東京新聞によって暴露されています。知っていたのに、「強制連行の記載は無かった」と、平気で閣議決定を行なったのです。（続く）

語り継ぐ会の感想から

- ◆ 慰安婦問題の新しい視点を学ぶことができました。このことは人間が生きるということの取り組みであるとも思えた。
慰安婦にさせられた人々のその歩みを学ぶことは、全ての人間の真の生き方を学ぶことでもあると思う。人間性を失った慰安婦たちの人間性の回復のために手伝えることも、貴重な役割でもあると思った。
慰安婦問題を進めることと障害児教育とは、結び合うところがあるように思えたのが良い視点を見つけたという思い。（新井竹子）
- ◆ 「慰安婦」問題で今日のように詳しく話を聞いたのは初めてです。とてもわかりやすいお話で勉強になりました。
- ◆ 梁さんの話は、大変わかりやすく勉強になりました。梁さんの生き方が、宋さんと出会って深まり、確固たるものに変化していく話にも感動しました。
従軍慰安婦問題は、日本軍が犯した非人道的行為の最たるものです。731部隊は闇に葬られています。これら神がかりの軍隊（皇軍）の実像を明らかにすることが大切だと思っています。（澤田 洋）
- ◆ 壁に張ってある写真を含めたパネル資料を見て、絶対に戦争はいけないと思ったし、事実を知らないで今まで生きてきたと思う。
語りは素晴らしかったが、難しかったのは私の勉強不足と思いました。（小野沢紀美子）
- ◆ これほど被害者に寄り添った活動をなさっている梁さんに、敬服するばかりです。今後の宋さん、梁さんのご健康をお祈りします。（S）

今後の運営委員会（会員なら誰でも参加できます）

10月22日（木）10時～12時、11月26日（木）10時～12時
北坂戸出張所内「坂戸市民活動交流フロア」会議室
（溝端公園に面した「埼玉りそな銀行の看板」が目印）